

令和 8 年

上尾市教育委員会 9 月定例会 議案

議 案 名

議案第 6 4 号	上尾市図書館規則の一部を改正する規則の制定について -----	1
議案第 6 5 号	上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について -----	2
議案第 6 6 号	令和 9 年度当初教職員人事異動方針について -----	3
議案第 6 7 号	上尾市学校運営協議会委員の任命について -----	6
議案第 6 8 号	上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会委員の委嘱について -----	7

議案第 6 4 号

上尾市図書館規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市図書館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 9 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市図書館規則の一部を改正する規則

上尾市図書館規則（平成 1 8 年上尾市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項を次のように改める。

分館等の休館日は、次の各号に掲げる分館等の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号に掲げる分館等以外の分館等 第 3 条第 1 項各号に掲げる日
- (2) 上尾市図書館上尾駅前分館 第 3 条第 1 項各号に掲げる日及び館長が定める日

第 1 5 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 上尾市図書館上尾駅前分館 午前 1 0 時から午後 8 時まで
別表上尾市図書館上尾駅前分館の項中「上尾市柏座一丁目 1 番 1 5 号」を「上尾市宮本町 1 番 1 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 9 年 3 月 2 3 日から施行する。

提案理由

まるひろ上尾 S C 内に上尾市図書館上尾駅前分館を移転し、休館日及び利用時間を変更することに伴い、上尾市図書館規則の一部改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 6 5 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 9 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 3 2 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 号様式の 1 5 中「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に提出されている改正前の上尾市立小・中学校職員服務規程による様式による書類は、この規則による改正後の上尾市立小・中学校職員服務規程様式によるものとみなす。

提案理由

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（令和 8 年埼玉県教育委員会規則第 2 5 号）が施行されたことに伴い、上尾市立小・中学校職員服務規程の一部改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 66 号

令和 9 年度当初教職員人事異動方針について

令和 9 年度当初教職員人事異動方針について、下記のとおり定める。

令和 8 年 9 月 29 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

令和 9 年度当初教職員人事異動の方針

令和 8 年 9 月 日

上尾市教育委員会決定

1 基本方針

埼玉県教育委員会の「令和 9 年度当初教職員人事異動方針について」に基づき、適正な異動を推進する。

- (1) 本市教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢^{てき}し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本市教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本市教育水準の向上を図るため、全市的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全市的視野から適切な配置に努める。

2 退職

- (1) 定年退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところによるものとする。
- (2) 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。

令和８年度、退職の勧奨は原則行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。

3 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
 - ア 同一校在職３年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (4) 新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後６年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職１０年以内に異動を行う。特に、７年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (6) 過員を調整するための異動については、優先して行う。また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (7) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (8) 小中学校９年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (9) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (10) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (11) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (12) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

提案理由

令和 9 年度県費負担教職員に係る当初人事異動の実施に当たり、計画的に適正な人事異動を推進するため、基本方針を定めたいので、この案を提出する。

議案第 6 7 号

上尾市学校運営協議会委員の任命について
上尾市学校運営協議会委員に下記の者を任命する。

令和 8 年 9 月 2 9 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

任命〔任期：令和 9 年 3 月 3 1 日まで〕

1 上尾市立瓦葺小学校学校運営協議会委員

選出 区分	氏 名	住 所 等	役職名等	備考
2 号 委員	かわかみ きょうこ 川上 恭子	上尾市瓦葺在住	地域住民	新任

【選出区分】

- 1 号委員：対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- 2 号委員：対象学校の所在する地域の住民
- 3 号委員：対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4 号委員：学識経験者
- 5 号委員：その他教育委員会が適当と認める者

提案理由

上尾市立瓦葺小学校運営協議会委員に欠員が生じたため、上尾市学校運営協議会規則第 7 条第 3 項の規定により、その後任として任命したいので、この案を提出する。

議案第 68 号

上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会委員の委嘱について
上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会委員に下記の者を委嘱する。

令和 8 年 9 月 29 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

委嘱〔任期：令和 9 年 5 月 31 日まで〕

1 上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会委員

選出 区分	氏 名	住 所 等	役職名等	備考
1 号 委員	たなか ひろし 田中 博史	大東文化大学勤務	スポーツ健康科 学部教授	新任

【選出区分】

- 1 号委員：学識経験者
- 2 号委員：市内においてスポーツの振興に関する活動を行う団体を代表する者
- 3 号委員：市内において芸術及び文化の振興に関する活動を行う団体を代表する者
- 4 号委員：学校の校長、教員、部活動指導員その他の学校関係者
- 5 号委員：学校に在学する生徒の保護者を代表する者
- 6 号委員：前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

提案理由

上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会委員に欠員が生じたため、上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会条例第 4 条第 2 項の規定により、その後任として委嘱を行いたいため、この案を提出する。